

■ 令和元年9月4日、5日発生豪雨により、浸水被害を受けた際の手続きのご案内

今回の大雨で、浸水被害により家屋や家財に被害を受けた皆様にはお見舞い申し上げます。被害を受けた場合に行っていただく手続きについて、下記の通りご案内申し上げます。詳しくは、それぞれの窓口にお尋ねください。

① 被災証明等について

→ 詳しくは、[こちらをクリック](#)してください。

お問い合わせ先：市民文化部市民生活課（059-354-8146）

② 災害見舞金等の支給について

→ 詳しくは、[こちらをクリック](#)してください。

お問い合わせ先：健康福祉部健康福祉課（059-354-8109）

③ 薬剤等の配布について

→ 住家被害状況報告に基づいて、薬剤や消石灰の配布が受けられる場合がありますので、詳しくは、環境部生活環境課（059-354-8191）までお問い合わせください。

④ 罹災による廃棄物の処分について

→ 罹災による廃棄物の受け入れ方法については、環境部生活環境課（059-354-8192）までご確認ください。

⑤ し尿くみ取り手数料について

→ 減免に関するお問い合わせについては、環境部生活環境課（059-354-8193）までご確認ください。

⑥ 固定資産税・都市計画税の減免について

→ 固定資産税・都市計画税の減免に関するお問い合わせについては、財政経営部資産税課 家屋係（059-354-8135）までご連絡ください。

⑦ 個人の市・県民税の減免について

→ 市・県民税の減免に関するお問い合わせについては、財政経営部市民税課（059-354-8132）までご確認ください。

※但し、床下浸水の場合は減免の対象外となりますのでご了承ください。

⑧ 保険料の減免に関するお問い合わせについて

→ 国民健康保険料については、健康福祉部保険年金課（059-354-8160）までご確認ください。

介護保険料については、健康福祉部介護保険課（059-354-8190）までご確認ください。